

資 料 提 供

令和6年6月24日

課 名 総務課・秘書課

担当者 藤田・今岡

電 話 2380・2352

直通番号 082-513-2380・2356

「政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例」に基づく広島県知事に係る報告書の閲覧について

このことについて、次のとおり実施します。

1 閲覧開始

令和6年7月1日（月）から

2 閲覧時間

午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（ただし、広島県庁の閉庁日を除く。）

3 閲覧場所

広島県庁南館1階「行政情報コーナー」

4 閲覧者

どなたでも閲覧できます。

5 閲覧手続

閲覧請求書（別記様式）に所定事項の記入が必要です。

6 閲覧に供される報告書及びその内容

（1）資産等補充報告書

令和5年1月1日以後新たに有することとなった資産等で同年12月31日において有するもの

（2）所得等報告書

令和5年分（令和5年1月1日から同年12月31日まで）の所得等

（3）関連会社等報告書

令和6年4月1日現在で報酬を得て役職等に就いている場合の会社その他の法人の名称等

（注）○ 報告書の内容についての照会は、秘書課 今岡（内線 2352）へお願いします。

○ 資産公開制度についての照会は、総務課 藤田（内線 2380）へお願いします。

別記様式

資産等報告書等閲覧請求書

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者氏名 _____

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の規定に基づき、次のとおり報告書の閲覧を請求します。

閲覧日	令和 年 月 日
閲覧しようとする 報告書 〔 該当する報告書の番号を ○で囲んでください。 〕	1 資産等報告書 (年度作成分)
	2 資産等補充報告書 (年度作成分)
	3 所得等報告書 (年度作成分)
	4 関連会社等報告書 (年度作成分)

<職員記載欄>

閲覧報告書名等	
---------	--